特例監理技術者の配置を予定している場合の申請書

年　月　日

豊島区長

住所

商号又は名称

代表者氏名

（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、特例監理技術者等の配置を予定したいので申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特例監理技術者（予定） | 氏名 |  |
| 技術検定種目 |  |
| 希望申請案件 | 契約番号 |  |
| 工事件名 |  |
| 監理技術者補佐(予定) | 氏名 |  |
| 技術検定種目 |  |
| 雇用関係の確認 | * 健康保険被保険者証
* 雇用状況確認証

（雇用状況の確認できるもの）* その他
 |
| 配置を予定している特例監理技術者が現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事） | 発注者 |  |
| 工事主管部署 |  |
| 担当者及び連絡先 |  |
| 工事件名 |  |
| 施工場所 |  |
| 希望申請案件との直接距離 | ｋｍ |
| 工事内容 | 維持工事に該当 |  | * する
* しない
 |
| 契約金額（税込） |  |
| 工事期間 | 年　月　日　～　年　月　日 |
| 現場代理人　氏名 |  |
| 監理技術者補佐　氏名(予定) |  |
| （備考） |

配置予定の特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件を確認するために必要な資料を添付して提出すること。

※１ 特例監理技術者の兼務する予定の工事が確認できる書類

① CORINS の写し

※２ 監理技術者補佐の資格確認資料の写し

① 監理技術者資格者証　② 一級施工管理技士等の国家資格者の合格証

③ 一級施工管理技士補の合格証明書　等

※３ 監理技術者補佐の「雇用関係が確認できる書類」の写し

① 健康保険被保険者証（注１） ② 雇用状況確認証（雇用状況の確認できるもの） 等

注１：健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番

号にあらかじめマスキングを施すこと。

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

以下のとおり、確認しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 契　約　番　号 |  |
| 工　事　件　名 |  |
| □ | １）建設業法第２６条第３項ただし書※による監理技術者の職務を補佐する者　（監理技術者補佐）を専任で配置すること。 |
| □ | ２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。 なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、 特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 |
| □ | ３）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（恒常的な雇用関係とは配置時点の日において３か月以上の雇用関係があることをいう。） |
| □ | ４）同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までであること。 |
| □ | ５）特例監理技術者が兼務できる工事は、現場間の距離が概ね１０ｋｍ以内であること。（豊島区内又は練馬区、中野区、新宿区、文京区、板橋区、北区を目安とする。含まれない地域については、発注者と協議の上決定するものとする。） |
| □ | ６）特例監理技術者が兼務する工事は維持工事以外でなければならないこと。（「維持工事」とは通年維持工事等（２４時間体制での応急処理や緊急巡回等が　 必要な工事）） |
| □ | ７）特例監理技術者が兼務する工事は、施工能力審査型総合評価方式で落札者を決定する工事でないこと。 |
| □ | ８）配置を予定している特例監理技術者が、現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事）についても建設業法第２６条第３項ただし書※の規定を適用できること（現に履行中の工事等の発注者が示す兼務の要件に該当すること）。 |
| □ | ９）事業者の前年度または当該年度における豊島区の工事成績評定が６０点以上であること。 |
| □ | １０）区が発注する当該工事において、現場代理人と特例監理技術者を兼務していないこと。 |

注：上記すべてを確認し、レ又は■を記載すること。

※建設業法第２６条第３項ただし書条文抜粋

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条

１～２ （省略）

３ 　公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する

重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならな

い主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

　ただし、監理技術者にあっては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業

者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者とし

て、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令

で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。